

令和 2 年度 事業報告

平成23年3月11日発生した東日本大震災及び東京電力原発事故から10年3ヵ月が経過し、福島県でも復興への確かな歩みは見られますが、今なお多くの方々が避難生活を続けておられる等、未だ道半ばであるといえます。

こうした状況の中で東電や政府が、関係者の理解なしに処理水の処分は行わないと約束していた処理水の海洋放出を、漁業関係者等が反対しているなか政府が打ち出したことは、全く福島県民に対する説明責任を果たしておらず、絶対に容認できるものではありません。

令和2年度は国内外を問わず、新型コロナウイルス感染症に翻弄された年となりました。

国内では、昨年4月に緊急事態宣言が出されて一時的に感染者の増加を抑え込むことができたにも関わらず、米国や欧州各国と同じように、再度の感染拡大に見舞われ、医療崩壊危機、雇用喪失、自殺者増大など、国全体がコロナ禍で社会的な不安がぬぐい切れない状況にあります。

これに対して政府は、新型コロナウイルス感染防止対策として財政支援を行い、国と自治体が一体となって国内経済を平常に戻すべく対応はしましたが、対応が中途半端な感は否めません。

いち早く経済の立て直しに向けて動き出した中国との交流が再開され、対中国の輸出が自動車をはじめ工業製品などで増加しつつあることは、日本経済の回復の兆しと言えましたが、半導体不足により自動車をはじめとする工業製品の製造にブレーキがかかっており、今後の影響が懸念されます。

また、変異型ウイルスの感染拡大で第4波がおき、蔓延防止等重点措置が宮城、大阪、兵庫、京都、沖縄、東京に2021年4月に発出され、県をまたいだ人の移動の自粛要請や飲食店の営業時間規制が行われましたが、人々の自粛疲れもあり、感染拡大に歯止めがかからない状況となっており、三回目の緊急事態宣言が出されることとなりました。

延期された東京オリンピックの開催も、開催されるかどうかは感染症の収束にかかっており、一昨年10月増税後の落ち込みが回復しないまま、全ての経済が落ちこんでおります。

国際情勢においては、米国バイデン新政権が始まりましたが、中国との応酬や、感染症の収束を出来るかどうか、今後の世界経済や日本経済に多大な影響を及ぼし、今後どうか予断を許さない状況です。

正確な情報収集と的確な舵取りをして、感染症の感染拡大を防止し、国民の命・生活を守ることは政府の最も重要な責務であり、今後とも注視していくとともに国民一人一人が感染

しないように、また、感染を広めないように自重していく必要があります。

福島県については、内閣の基本方針「福島再生をさらに加速する」として、「集中復興期間」から「復興・創生期間」に位置づけていますが、現状は依然として厳しい状況に置かれていることを再認識し、名実ともに「再生の加速」とともに「ふくしま創生」を実践することが現政権の責務となっています。

居住地のみの除染での安易な避難区域解除ではなく、人口減も考慮して本当の意味での福島県の地域再生・町づくりを進めることが重要となっています。

感染症は福島県にも深刻な影響を及ぼしており、福島の復興を他地域の国民に忘れられることのないよう、また、これ以上の感染者拡大がないよう切に願っております。

自動車販売・流通市場における東北六県の新車登録・届出台数は、年度対比で令和2年度は対前年度比▲8.5%と2年連続のマイナスとなりました。

感染症の影響による景気の冷え込みから、さらに落ちこむとの予測も出ており、今後の動向を注視していく必要があります。

また、福島県内の令和2年度新車登録・届出台数は77,570台で、対前年度比で▲10.4%（▲9,032台）と7年連続減少となりました。

7年連続の減少という状況は、感染症の影響による景気の冷え込みと人口減が進んでいることもあり、大いに不安を感じているところです。

自動車関係団体との情報交換を行っても、バス事業、タクシー事業、レンタカー事業、とも大幅な減収となっており、軒並み大変な状況となっております。

今後とも、バス・トラック・タクシー・レンタカー業界についても適切な情報把握と提供を行うとともに、自動車関係団体等と共同の対応を図って参ります。

このような情勢の下で、当協会は、「安全・安心」と「環境の保全」を軸とした人と車の調和のとれたクルマ社会の構築を展望し、無保険（無共済）車監視・指導、自家用自動車整備管理者講習並びに自動車登録・検査申請手続きの指導、自動車事故防止と交通安全運動などを積極的に展開して参りました。

当協会の主要業務である自動車の検査・登録申請、軽自動車届出における業務量は、厳しい新車市場や中古車市場であったにも関わらず、各団体会員各位のご協力・ご支援により、最小限の減少での実績をあげることができました。

また、今までグレイのまま行ってきた登録業務は、一昨年11月に「行政書士法人福島自動車登録オフィス」を設立、昨年1月より行政書士法に完全に合致した形態で業務を開始して

おり、今まで行えなかった「車庫証明書申請」や「OSS申請」等々新たな業務を行えるようになったことは、今後の協会運営の発展に寄与するものと大いに期待しているところです。

自動車共済事業については、「自動車共済事業推進キャンペーン」を連続的に展開して台数は減少したものの、県内における掛け金総額は増加しております。

少子高齢化による登録件数減少が想定される今、協会運営を安定して行うためには共済事業の増加が不可欠であり、「自動車共済事業推進キャンペーン」は今後とも事業発展の要として、新規獲得を強力に進めていく必要があります。

当協会は、昭和16年11月、福島県警察本部の要請に基づき社団法人福島県自家用自動車協会の前身組織である「福島県自家用自動車組合」を創設するとともに、昭和30年10月、「社団法人福島県自家用自動車協会」を設立し、その後60年間、公益法人として自家用自動車の健全な発展に大きく寄与するとともに、陸運行政に積極的に貢献して参りました。

その後、平成20年12月公益法人制度改革三法が施行され、当協会は、平成23年11月15日に一般社団法人移行認可申請書を福島県知事に提出、平成24年10月26日福島県公益認定等審議会からの答申、平成25年3月21日、福島県知事からの認可書を受け、平成25年4月1日に一般社団法人の設立登記を行いました。

平成25年6月28日、福島県知事からの「公益目的財産額の確定」を受け、引き続き「公益目的支出計画」に基づき適正に事業を遂行することが重要です。

当協会は、輝かしい歴史と伝統を礎に、新たな歴史を構築することとなる一般社団法人として、また、迫り来る少子高齢化・人口減に対し、「行政書士法人福島自動車登録オフィス」をフル活用して新たな業務に取り組み、団体会員の皆様とともに、さらなる組織の対策・強化を図って参ります。

業 務 関 係

1. 自家用自動車整備管理推進事業の実施状況

(1) 自家用自動車整備管理者を選任すべき事業者に対し、選任（変更）及び解任等の届出
手続きを指導するとともに、東北運輸局福島運輸支局が実施する整備管理者選任前研修
開催に協力し、適正な整備管理者の選任等に貢献してきました。

(2) 令和2年度整備管理者講習会の開催

東北運輸局福島運輸支局のご指導ご支援のもと、「安全・安心」「環境の保全」の構築
と自動車の安全性確保等適切な保守管理を推進するため、整備管理者の業務における管
理と実務並びに低公害車と環境問題等、幅広い視点から講習を実施しました。

講習会は、県内4会場において開催し、受講者数は285名となっています。

受講者数については、昨年は台風19号及び豪雨による被害の直後の開催、今年度は新
型コロナ感染症対策の中での開催という影響もあり、8名減という結果となりました。

① 会場別受講者数

開 催 地	講 習 月 日	受 講 者 数 (昨 年 度)
会 津 若 松 市	令和2年10月12日	61名 (55名)
い わ き 市	令和2年10月15日	62名 (71名)
福 島 市	令和2年11月5日	71名 (75名)
郡 山 市	令和2年11月6日	91名 (92名)
計		285名 (293名)

② 講 師

- 東北運輸局福島運輸支局検査整備保安部門陸運技術専門官
- (一社) 日本自動車連盟〔JAF〕福島支部
- (独) 自動車事故対策機構〔NASVA〕福島支所

③ 講習項目

- 整備管理者の関係法令等について
- JAFロードサービス救援内容から見たトラブル防止
重大事故防止のためのポイント
- 事故防止、あおり運転、ながら運転等について

④ 配布した教材等

- 令和2年度整備管理者講習資料

- ・令和2年度整備管理者の手引き
- ・JAFロードサービス救援内容から見たトラブル防止
- ・一発で免許取り消し！「あおり運転」

2. 運輸行政に対する協調・協力

(1) 自動車点検整備推進運動 〈強化期間 9月 10月〉

自動車の不具合による交通事故や公害の防止のためには、自動車ユーザー自身が適切な保守管理と点検・整備の必要性を理解することが重要となっています。

現状は、依然として車両の脱輪事故やバスの車両火災等が発生しているとともに、定期点検整備の実施率が低いことから、今年度も自動車使用者の保守管理責任の醸成等を目的に「自動車点検整備推進運動」が全国的に展開され、当協会も積極的に参加・協力して参りました。

- 福島県自動車適正使用推進協議会の参加と協議会運動の取り組み
- 各会員に対する通達周知と取り組み依頼
- PRポスター、チラシの窓口等掲示と配布
- 整備管理者講習会での周知徹底

(2) 不正改造車排除運動 〈強化月間 6月1日～30日〉

国内の交通事故による死傷者数は、近年減少しているものの依然として厳しい状況が続いている下、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

このため、今年度も「不正改造車排除運動」が全国的に展開され、当協会も積極的に参加・協力して参りました。

- 福島県自動車適正使用推進協議会の参加と協議会運動の取り組み
- 各会員に対する通達周知と取り組み依頼
- PRポスターの窓口等掲示

(3) 出張検査の円滑な実施に協力

東北運輸局福島運輸支局と自動車検査法人東北検査部福島事務所並びに軽自動車検査協会福島事務所が実施する出張検査において、検査日程表の各会員に対する通知とともに事業者・ユーザーへの連絡と検査業務の円滑な運営に協力して参りました。

そのため、福島県自動車出張検査連絡協議会に参加しています。

また、平成27年度、28年度は、福島運輸支局庁舎建替えによる駐車場対策の関係から、出張検査の検査台数を増加しております。

◇令和2年度出張検査の実績

	会津若松	中央	合計(前年)
登録車	4,311	4,930	9,241 (8,768)
軽自動車	2,784	-	2,784 (2,768)

(4) 無保険(無共済)車監視指導に対する協力

無保険(無共済)車監視指導員として協会及び団体会員の職員4名が、東北運輸局長から委嘱を受け、福島市、郡山市、会津若松市、いわき市の4地区において監視・指導を行っています。

- ◇令和2年度
- 実施回数 60回
 - 監視車両 3,597台
 - 無保険(無共済)車 59台
 - 無保険率 1.6%

(5) 封印取付け業務に対する協力

東北運輸局福島運輸支局等から遠隔地に位置するユーザーの利便向上を図るため、(一財)福島県自動車会議所の分室として団体会員13箇所が承認を受け、封印取付け業務の適正な処理にあたっています。

また、平成29年7月より各分室にて出張封印を開始しており、地域社会に対する貢献とともに、団体会員組織の事業活性化を図っております。

なお、富岡、浪江の各分室は原発被害による避難中につき、その業務は休止状態となっています。

- ◇分室設置組合——郡山、白河、石川、棚倉、会津若松、田島、喜多方、
いわき南、小名浜、富岡、浪江、原町、小野町

◇令和2年度分室封印取付け実績

12,493件 (対前年比 98.2%)

◇令和2年度出張封印取付け実績

2,735件 (対前年比 126.1%)

(6) 印鑑証明書の事前承認に対する協力

東北運輸局福島運輸支局通達「印鑑証明書等の事前承認取扱要領」に基づき、申請事業者を指導し、登録業務の円滑化・簡素化に協力しております。

- 新規承認申請 0社
- 変更承認申請 2社
- 事前承認検認 年4回の検認で延べ 64社

(7) 主な通達、指示事項の周知・指導（令和2年度中）

東北運輸局長及び同福島運輸支局長等からの通達、指示事項について、団体会員の皆様に周知を図るとともに、必要な事項の広報・啓発に努めてきました。

- ・主な通達、指示事項 別表3のとおり

3. 自動車の検査登録申請、届出に関する指導

(1) 自動車の検査登録申請、届出に関するユーザー及び利用者からの問合せ等に対して適切な指導を行うとともに、申請者から依頼を受けた業務においては、自動車登録システム（サンブリッジ）を活用し円滑な業務推進に努めてきました。

さらに、令和2年1月1日より「行政書士法人福島自動車登録オフィス」と業務提携契約を交わし、行政書士法に一切抵触することのない体制で、業務を進めております。

- ・自動車検査登録業務関係 39,714件 （対前年比 104.3%）
- ・軽自動車業務関係 28,461件 （対前年比 96.0%）
- ・申請、届出の種類別実績表 別表4のとおり

(2) 各種申請用紙・届出用紙を備え、自動車ユーザーの利便向上を図って参りました。

(3) 団体会員事務局・県協会の事務担当者研修会は新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度は開催を見送りました。

4. OSS関係について

[平成25年12月24日 閣議決定]

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

平成29年度までに自動車保有関係手続きのワンストップサービスについて、全国展開や対象手続きの拡大により抜本的に拡大するとともに、新技術に対する検査の効率化を進め、体制のスリム化や手数料の引下げを含め、業務の効率化・合理化による利用者の負担軽減及び利便性向上を図る。

[平成25年6月14日策定 平成28年5月20日改定]

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定]

世界最先端IT国家創造宣言 工程表（抄）

1. 国・地方のIT化・業務改革（BPR）

【平成28年度～平成33年度】

○オンライン手続きの利便性向上

自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、全ての都道府県が共用利用できるシステム開発等を進め、全国展開及び対象地域拡大による抜本的拡大を平成29年度までに開始する。また、平成27年度に策定した書類簡素化、審査手続見直し等の利用促進方策の取組方針に基づく取組を実施する。

【国土交通省、関係省庁】

3. 超少子高齢社会における諸課題の解決

(3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組

③マイナンバー制度を利用した国民生活の利便性向上

【平成28年度～平成33年度】

○マイナンバーカードの普及・利活用の促進

自動車検査登録事務では、平成29年度にワンストップサービスを抜本拡大し、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。【国土交通省、関係省庁】

参考：BPRは、(BusinessProcessRe-engineering)の略称で業務全体を対象として効率や生産性を改善するために、業務全体を全面的に見直して、再構築すること。

[平成29年5月30日 閣議決定]

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（抄）

II-1-(1) 行政手続きのオンライン化原則【基本法第10条関係】

②重点分野のうち重点的に講ずべき施策

〈電子行政分野〉

・自動車保有関係手続きのワンストップサービスの充実

- 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の利用状況を踏まえつつ、普及の阻害要因が判明した場合に、その解決に向けた検討・取組を行うことが必要
- 環境整備の進まない地域やOSSへの理解が進んでいない関係団体への働きかけ、軽自動車等への対象車種拡大や輸出手続等の対象手続拡大も含めた一連の取組について、具体的な取組内容やスケジュールを平成30年上半期までに取りまとめ。

KPI（進歩）：OSSの導入地域数、対象車種数、対象手続数

KPI（効果）：OSS利用率、OSS申請件数

参考：KPIは(KeyPerformanceIndicator)の略称で、日本語では「重要業績評価指標」

この決定を受け、登録検査手数料が平成30年4月1日より改定され新規登録はOSS申請によるものは1,500円、従来の紙によるものは2,100円、継続検査についても保安基準適

合証の提出がある自動車に係る申請でOSS申請によるものは1,000円、従来の紙によるものは1,200円と改訂されたところです。

今後さらにOSS利用促進を図るため電子自動車検査証を含めた各種改訂を行う検討会も設置されており、当協会も、「行政書士法人福島自動車登録オフィス」を令和元年11月27日設立登記し令和2年1月1日より新たに行政書士法人として登録業務を開始したところです。

OSSの当協会の実績は、令和2年度 継続316件をOSS申請で行いました。

東北運輸局福島運輸支局長・軽自動車検査協会福島事務所長からも、当協会のOSS申請を期待されており、積極的に国の施策に協力していく所存です。

今後とも、団体会員の皆様と情報共有を図るとともに、必要な対策の構築に努めて参ります。

5. 希望ナンバー及び図柄入りナンバー関係

- (1) 平成11年5月から実施している希望ナンバー制は、申込み・抽選などユーザーにとって一定の時間と手順が必要なことから、ユーザーの利便向上と当協会及び団体会員組織の事業活性化を前提に、取り組みを展開しております。

• 取扱件数	令和2年度	普通車	1,718件
		軽自動車	1,046件
		合計	2,764件 (対前年度比 108.7%)

- (2) 図柄入りナンバープレートの導入について

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、特別仕様のナンバープレートを全国で交付しております。

東京オリンピック・パラリンピック仕様のナンバープレートは平成29年10月10日から交付が開始されました。

令和2年度の令和3年3月末での交付台数は、登録自動車2,598台、軽自動車41,367台となっております。

- 地域振興、観光振興や地域の一体感の醸成を図る観点から各地域の特色あるナンバープレートの福島県内については白河市と西白河郡4町村（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）で白河ナンバーが決定され、令和2年5月11日より交付開始となり、令和3年3月末での交付台数は、登録自動車535台、軽自動車880台となっております。

6. 自動車共済事業推進の強化

- (1) 東北自動車共済は、相互扶助の精神に基づき自動車事故の被害者を救済するとともに、各団体会員（各支所）の活性化と経営基盤の確立・強化のため、積極的に事業の推進を

図って参りました。

令和2年度は契約車両数は若干減少したものの、掛金総額は前年度を上回ることが出来ました。

また、自賠償については、契約件数は増加しましたが、掛金の改訂により掛金額は減少しました。

◇令和2年度自動車共済募集実績 別表5のとおり

- ・契約件数 11,247件 (対前年度比 99.3%)
- ・掛金額 50,927万円 (対前年度比 100.5%)

◇令和2年度自賠償共済募集実績 別表6のとおり

- ・契約件数 12,238件 (対前年度比 105.7%)
- ・掛金額 22,444万円 (対前年度比 88.9%)

(2) 自動車共済事業を推進するための◇自動車共済事業の契約推進キャンペーン(「フリート契約お見積キャンペーン」、「ノンフリート契約お見積キャンペーン」「車両共済お奨めキャンペーン」「弁護士費用特約ご提案キャンペーン」)をファーストステージ(10月1日～12月31日)、セカンドステージ(1月1日～3月31日)をそれぞれ実施しました。

また、令和3年2月1日～3月31日の2ヶ月間(キャッシュレス契約ご提案生活応援キャンペーン)を実施しました。

本キャンペーンで自動車共済事業の推進強化と広報宣伝活動、あわせて県協会及び各団体会員の事業安定、自動車ユーザー保護を目的に積極的に実施して参りました。

◇◆キャンペーンの取組み

- ①県協会HPの改定
- ②タウン誌「モンモ福島」への広告掲載
- ③インターネット情報誌「ぐるっと福島」掲載による広報宣伝
- ④フリーペーパー「GURUTTO」掲載による広報宣伝
- ⑤「福島市総合インフォメーション」による広報宣伝
- ⑥福島民報・福島民友に各2回掲載による広報宣伝
- ⑦ラジオ福島によるラジオスポット令和2年12月2日～2月22日まで
月・水・金の朝・夕のドライバーゾーン 64回広報宣伝

また、これら広報宣伝活動とともに、県協会・各団体会員による自動車関係機関、団体に対する要請行動もあわせて実施して参りました。

(3) 「全建総連福島」とは、平成25年度末及び平成26年度初頭に、当協会及び団体会員事務局において、「全建総連福島」の加盟組合に対して「紹介代理所契約」の締結を積極的に

実施してきました。

その結果、「全建総連福島」加盟組合14の内、避難中である組合を除く13組合と「紹介代理所契約」の締結を行って参りました。

これまで、「全建総連福島」の加盟組合に対し、各団体会員事務局ではチラシ配付による広報宣伝活動とともに、チラシ入れ棚の進呈及び加盟組合の総会や保険証交換会に積極的に参加して参りました。

令和3年3月31日現在88台の車両が「全建総連福島」組合員の契約台数となっています。

7. 交通安全運動の推進

- (1) 福島県交通対策協議会の構成団体として、各種交通安全運動に精力的に参加するとともに、当協会HP及び報道機関（新聞、月刊誌）による広報及びポスター・チラシ等を配布するなど自動車事故の防止と広報活動に積極的に努めて参りました。

◇年間運動 — 交通安全マナーアップ運動（年間スローガン）

「みんながね ルール守れば ほら笑顔」

◇春の全国交通安全運動	令和2年4月6日～4月15日
◇自転車安全利用強化月間（自転車月間）	令和2年5月1日～5月31日
◇シートベルト着用強化期間	令和2年6月1日～6月30日
◇第54回交通安全子供自転車福島県大会	令和2年7月 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
◇夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	令和2年7月16日～7月25日
◇秋の全国交通安全運動	令和2年9月21日～9月30日
◇第59回福島県交通安全県民大会	令和2年10月 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
◇PM4ライトオン運動	令和2年11月1日～2月28日
◇年末年始交通事故防止県民総ぐるみ運動	令和2年12月10日～1月7日

- (2) ドライバー総参加のセーフティチャレンジ事業協賛

県民を交通事故の脅威から解放し、安全・安心の社会を構築するため、福島県交通対策協議会と福島県交通安全協会が主催している「ドライバー総参加のセーフティチャレンジ事業」に協賛し、全県下における取組みを展開しました。

こうした取組みの結果、令和2年度22チーム（1チーム3名）・計66名が参加しました。

- ・チャレンジ期間 令和2年7月1日～12月31日
- ・総参加チーム 21,749チーム（昨年 21,832）
- ・無事故・無違反達成率 88.7%（昨年 88.5%）

(3) 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について、東北運輸局福島運輸支局長から通達があり、会員組合に周知と指導を行いました。

(4) 令和2年中の福島県内交通事故発生状況は、発生件数3,266件（前年比△653件）、負傷者数3,857人（前年比△826人）死者数は57人（前年比△4人）と、いずれも前年より減少しました。

なお、高齢者の死者数は32人（前年比△4人）で、全死者数の56.1%を占めています。

8. 県協会ホームページ（HP）による広報活動の展開

(1) 当協会ホームページ（HP）は、平成22年2月に立ち上げてから11年が経過しました。

この間、多くの方が利用・検索され、検索の特徴は、24時間利用・検索されていること。また、平日以外でも相当の利用状況となっています。

(2) 当協会HPの利用・検索状況から判断して、当協会の広報・情報宣伝網の基幹として位置づけられる施策であり、今後とも情勢と時宜にふさわしい内容を構築していく必要があります。

9. 要望活動等

自家用自動車ユーザーの意見を全自協に積み上げ、全自協は別紙のとおり要望を取りまとめ、関係行政庁及び与野党幹部に提出し、実現方の要望を行っています。

全国的な運動もあり、2019年度の税制改正大綱で、自動車税が創設されて以来初めて、自動車税の恒久引き下げが実現し、ユーザー負担が軽減されることや、消費税引き上げに合わせて導入される環境性能割について需要平準化対策として軽減措置が実施されることとなったことは、評価できます。

引き続き、過重で不合理な自動車税制の簡素化と自動車ユーザーの負担軽減に向けて取り組んでいく必要があります。